

平成14年度法務省事後評価実施結果報告書＜要旨＞

1 事業評価方式を使用する政策

事業等の名称	法務に関する研究
事業等の内容	犯罪が増加し、治安の悪化が懸念される状況の中、刑事司法に携わる関係諸機関と連携などしながら、実証諸科学を活用して、刑事政策に関わる総合的な調査研究を実施し、有効な刑事上の施策に役立つ基礎的な資料を提供する。
事後評価の内容	平成14年版犯罪白書（特集：暴力的色彩の強い犯罪の現状と動向）を発表したほか、研究として、①犯罪被害実態（暗数）調査、②触法精神障害者に関する研究、③家庭内の暴力に関する研究、④企業活動と犯罪に関する研究、⑤交通事犯の動向に関する研究、及び⑥海外の保護制度—英国における社会内処遇の改革と地域性の再建—に取り組んだ。 これらの研究の必要性及び研究の規模・方法・内容の妥当性等については、計画当初に想定した所期の成果を得ることができたと考えている。

2 実績評価方式を使用する政策

(1) 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護

施策等の名称	登記事務のコンピュータ化
基本目標 〔指標〕	登記情報の電子化を推進する。 〔指標＝実施状況（不動産登記：全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数の割合、商業・法人登記：全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数の割合）〕
評価の内容	不動産登記については、約2億7,000万筆個のうち、平成14年度において約6%をコンピュータ化し、全体の移行率は63.2%となった。 また、商業・法人登記については、約350万法人のうち、平成14年度において約17%をコンピュータ化し、全体の移行率は61.5%となった。 上記移行率を維持すれば、不動産については平成16年度末、商業については平成15年度末に、全国の主要な登記所の登記情報の電子化を完了する予定であり、評価結果に示している平成15年3月末時点の移行完了率はそれからみて目標を達成している。

施策等の名称	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入
基本目標 〔指標〕	電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現するため、制度に係る事務を取り扱う登記所の全国展開を以下の目標により進める。 (制度を利用可能な法人の割合) 平成13年度末：約50%以上・平成14年度末：約85%以上 平成15年度末：約95%以上・平成16年度早期：100% 〔指標＝制度を利用可能な法人の割合〕
評価の内容	平成14年度においては、新たに253登記所において制度の運用を開始したことにより、新たに全国の法人のおよそ3分の1に当たる120万弱の法

人について、本制度の利用が可能となった。
この結果、平成14年度末において、本制度を利用可能な法人の割合は、約87%となっており、基本目標を達成している。

施策等の名称	外国法事務弁護士の在り方についての検討
基本目標	涉外的法律事務を安定させる。
達成目標 〔指標〕	涉外的法律事務サービスの供給を安定させる。 〔指標＝外国法事務弁護士の増加〕
評価の内容	<p>適正かつ迅速に承認事務等を行うとともに、関連法令の改正作業として、①外国法事務弁護士と弁護士との提携の在り方について、日本弁護士連合会及び外弁協会との意見交換を継続的に行う等、改正法の運用状況及び内外の諸情勢の実情把握に努め、②外弁による弁護士の雇用禁止の撤廃、外弁と弁護士との共同事業等に関する規制の撤廃を内容とする法案の立案について司法制度改革推進本部に協力した。</p> <p>外弁の現登録者数は微増となっているが、外部要因や前年度の飛躍的な伸びの影響を受けてもなお増加が続いたことは涉外的法律事務サービスの供給が安定した状態を維持したものと評価され得る。また、平成14年度中に新たに大韓民国を原資格国とする外弁の登録があり、更に依頼者の選択肢が増え、国内外の多様なニーズに応えられる可能性も高まる結果となつた。</p>

施策等の名称	債権管理回収業の監督
基本目標	債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正の確保による国民経済の健全な発展
達成目標 〔指標〕	債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正を確保する。 〔指標＝実施状況（苦情申立ての状況（苦情率）、回収先（債務者）ヒアリングによる回収状況把握、債権回収会社に対する行政処分の件数、債権管理回収業の営業許可審査件数、債権管理会社に対する立入検査の実施状況）〕
評価の内容	立入検査の実施率、回収先に対するヒアリング実施件数が増加しているとともに、債権回収会社に対する業務改善命令等の行政処分が行われていない状況において、前年度に比べて苦情率が低下していることは、債権回収会社の許可審査及び適切な監督が行われたことの結果、業界における暴力団員等排除の趣旨が徹底されるとともに過酷な取立てを防止することに寄与することができたものと評価することができる。

施策等の名称	民事法律扶助事業の推進
基本目標	民事法律扶助事業の適正な運営によって、資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」の実質的保障を図る。
達成目標 〔指標〕	民事法律扶助事業の適正な運営を確保する。 〔指標＝法律相談、代理援助、書類作成援助、立替金の償還手続等の実施〕

	状況]
評価の内容	援助の各件数は、前年度に比べ大幅に伸びており、他方、自己破産事件を大量一括委託してコストを下げる等、事業の効率的執行のための工夫もなされている。援助すべき事案が適切に選別された結果、大半の事件が被援助者の権利が実現される方向で終結している。償還率も向上している。以上のことから、民事法律扶助事業は、適正に実施されたものと評価できる。

(2) 法秩序の維持(刑事・治安の面から)

施策等の名称	被害者等通知制度の適切な運用
基本目標 〔指標〕	被害者等に刑事事件の処分結果等の必要な情報を通知することによって、刑事司法に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運営を推進する。 〔指標＝通知者数、通知件数〕
評価の内容	平成14年度は、本制度に基づき、75,991名に対し、79,020件の情報を通知した。 本制度については、検察官等において被害者その他の刑事事件関係者に説明し、また、パンフレット及び法務省ホームページ上で幅広く国民に対し説明するなど周知して、本制度の適切な運用をしているところである。

施策等の名称	検察広報の積極的推進
基本目標	検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。
達成目標 〔指標〕	全国の各検察庁において、効果的な広報活動を実施する。 〔指標＝実施状況〕
評価の内容	52の検察庁において、移動教室や刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が実施され、また、検察広報官が新設された庁においては、広報窓口が検察広報官の下に一本化され、移動教室等について、参加者の要望に沿ったプログラムを実施できるように調整をすることで、より効率的で効果的な検察広報活動が行われた。さらに、検察庁のホームページの開設によって、より幅広い層の国民に対して広報が行われることとなった。 以上のことから、検察に対する一般国民の关心・興味は高まりを見せていると考えられる。

施策等の名称	矯正施設における職業教育の充実強化
基本目標	受刑者職業訓練を充実強化する。
達成目標 〔指標〕	労働需要に沿うよう訓練種目を見直し、訓練種目を多様化させる。 〔指標＝施策の実施状況〕
評価の内容	労働需要が高く、短期間で建造物・工事技術等の習得が可能な職業支援コースの実施を1府増やしたことにより、時代の要請に見合う職業訓練の受講機会を拡大し、一方で、男女共同参画社会の実現や福祉サービ

スの充実に向け、女子受刑者を対象にフォークリフト運転科や介護サービス等の職業訓練を実施し、女子受刑者の職業訓練の充実にも努め、受刑者の改善更生や社会復帰に資しているものと評価できる。また、資格又は免許の取得人員が前年度を上回り、しかも高い合格率で取得されていることから、受刑者の改善更生や社会復帰に資しているものと評価できる。

今後は、引き続き、労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で、就職に有利となる訓練種目の企画立案を行っていく必要がある。

施策等の名称	矯正施設における教育活動の推進
基本目標	矯正施設における被害者の視点を取り入れた教育を充実強化する。
達成目標 〔指標〕	被害者の立場を理解し、被収容者の改善更生を目指す教育プログラムや教育課程を整備する。 〔指標＝施策の実施状況〕
評価の内容	「被害者の視点を取り入れた教育プログラム」の在り方について調査研究を実施したところ、被収容者に自己の犯罪の重大性を認識させ、被害者等に対する謝罪の気持ちを深めさせるために、対象者に応じたプログラム、個別指導の必要性、グループ指導の在り方、視聴覚教材の有効性や、外部講師との連携方法、被害者に関する情報収集が課題として挙げられた。次年度はこれらの課題解決の方策を検討しつつ、引き続き調査研究を行う。

施策等の名称	更生保護活動の推進
基本目標	保護観察対象者の改善更生を促進する。
達成目標 〔指標〕	保護観察処遇の充実強化を図る。 〔指標＝施策の実施状況〕
評価の内容	保護観察対象者の処遇困難性を判別し、処遇困難とされた者の処遇を充実させることを目的とする分類処遇については、平成14年度に実施した調査の結果分析を15年度に行い、制度改正の材料とする予定である。覚せい剤関係、暴力組織関係等保護観察対象者が持つ固有の特性や問題性に焦点を当て、それに対する効果的な処遇の実施を目的とする類型別処遇については、制度改正を行い、類型項目を近年の社会情勢に合ったものに拡充するとともに、保護観察官及び保護司向けの類型別処遇マニュアルを作成した。 また、社会参加活動（処遇の一環として、保護観察対象者を奉仕活動、自然体験活動、スポーツ活動、社会見学等に参加させること）については、その実施回数、参加人員ともに前年度とほぼ同数である。活動内容は多岐にわたり、活動に参加した少年等からの感想は、活動に対して肯定的な見方をしているものがほとんどであり、保護観察対象者の改善更生に大きな役割を果たしていると考えられる。 さらに、アルコールや薬物依存、交通に関する遵法意識の欠如など、特定の問題を抱える保護観察対象者に対する各種集団処遇については、それぞれ一定の効果が上がっているとの報告がなされている。

施策等の名称	更生保護活動の推進
基本目標	保護観察対象者の改善更生を促進する。
達成目標 〔指標〕	保護観察対象者の就業を確保する。 〔指標＝施策の実施状況〕
評価の内容	保護観察対象者に占める無職者の割合が、前年度と比べ上昇していることから、今後も保護観察対象者の就業の確保に資するために、より有効な就労指導の方法について検討する必要がある。 また、協力雇用主（保護観察対象者の雇用等に積極的に協力しようとする民間の事業主）の数は、前年に比べ増加しており、広報活動による一定の効果が上がっている一方、被雇用者数は減少しており、今後とも新規雇用主の確保に努めるとともに、既存の協力雇用主に対しても、保護観察対象者の雇用促進について一層の協力を求める必要がある。

施策等の名称	更生保護活動の推進
基本目標	保護司制度を充実強化する。
達成目標 〔指標〕	保護司を適正に確保する。 〔指標＝施策の実施状況〕
評価の内容	広報活動や保護司組織と一体となった取組を推進した結果、保護司定数の充足率及び全保護司に占める女性保護司の割合は改善された。一方、保護司の平均年齢には特に変化は見られず、今後とも若年層からの保護司の確保が課題である。

施策等の名称	更生保護活動の推進
基本目標	保護司制度を充実強化する。
達成目標 〔指標〕	保護司に対し、充実した研修を実施する。 〔指標＝研修カリキュラム、研修教材の充実のための取組の実施状況〕
評価の内容	新任保護司研修用のビデオを作成し、各保護区や保護観察所等で積極的な視聴が行われている。 また、「類型別処遇マニュアル」を作成し、保護司の各種・各層の研修において、本マニュアルの内容についての研修が実施されており、今後もさらに積極的な研修が展開されることが期待される。 さらに、研修教材として「保護司のてびき」の全巻を改訂し、より保護司活動に密着した内容となるよう配意した。

施策等の名称	更生保護活動の推進
基本目標	犯罪予防活動を助長する。
達成目標	更生保護ボランティア団体の活動を促進する。

〔指標〕	〔指標＝活動促進のための支援の実施状況〕
評価の内容	<p>全国レベルで開催した研修においては、参加者から「中央での研修で得た知識を県や各地区の研修会で紹介し、各地での活動に活かしたい」等の意見が出されている。ボランティア組織が情報共有や意見交換を行うことは活動の活性化を図る上でも有意義であることから、今後とも各団体のニーズにあった研修の実施に向け必要な支援が求められる。</p> <p>また、各団体においては、法務省からの助言・協力等を踏まえながら、多彩で幅広い活動が展開されている。</p>

施策等の名称	更生保護活動の推進
基本目標	犯罪予防活動を助長する。
達成目標 〔指標〕	社会を明るくする運動への参加を促進させる。 〔指標＝参加団体等の数〕
評価の内容	<p>全国における各地区実施委員会を構成する機関・団体数は、過去5年間はほぼ横ばい状態であるが、数多くの地方自治体や民間団体の幅広い参加を得ており、本運動が地域社会に確実に浸透していることがうかがえる。</p> <p>広報用ポスターを作成したところ、各地区から広報活動において効果的であったなどの声が寄せられ、広報用ビデオについても、「地域における集会等で使いやすかった」等の感想が寄せられた。</p> <p>作文コンテストへの応募作品総数は前年度から大幅に増加しており、各地区において、教育委員会・学校等との連携を重視しながら運動を展開していることにより、その趣旨が浸透していることがうかがえる。</p> <p>全国各地での活動状況をみると、各地で創意工夫を凝らした行事が行われている一方で、参加人員が前年を下回るなど、運動の在り方にお検討の余地も残している。</p>

施策等の名称	更生保護活動の推進
基本目標	更生保護施設整備を促進する。
達成目標 〔指標〕	老朽化した更生保護施設の整備を促進する。 〔指標＝施設整備の実施状況〕
評価の内容	<p>平成14年度に実施を予定した7施設について、すべて予定した整備事業を完了し、処遇施設としての整備が図られたことにより、入所者の更生意欲及び処遇効果の伸長にも資することが期待される。</p> <p>今後とも、計画的な整備を推進するとともに、入所者と地域住民との交流のための集会室の整備や、高齢者や身体障害者など多様な入所者への対応についても検討していく。</p>

施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保のための業務の実施
基本目標 〔指標〕	観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。 〔指標＝オウム真理教の組織、活動の実態、危険性(麻原の影響力、危険

	な綱領の保持など), 欺瞞性及び閉鎖性の解明度合】
評価の内容	立入検査などの実施によりオウム真理教（以下「教団」という。）の活動実態を相当程度解明し、教団が依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることを明らかにした。この結果、教団の活動状況を継続的に明らかにするためには、引き続き、教団を公安調査庁長官の観察に付す必要があると判断し、公安審査委員会に観察処分の期間更新を請求し、同委員会から期間更新の決定を得た。

施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保のための業務の実施
基本目標 〔指標〕	内外情勢に関する調査を通じて公共の安全の確保にかかる情報の政府機関への適切な提供に努める。 〔指標＝情報提供の迅速性、適時性、正確性〕
評価の内容	北朝鮮や国際テロ調査の分野に職員を重点的に配置するなど、可能な限り効率的な調査体制を敷き、関連情報の収集・分析に努め、内閣総理大臣を始め、政府・関係機関に対する情報提供の迅速・適時性を確保できた。しかし、北朝鮮及び国際テロの脅威が急速に高まっている情勢の下で、政府・関係機関の施策遂行に適切に貢献するためには、調査力を質・量ともにより一層充実させる必要があると考えている。

(3) 出入国の公正な管理

施策等の名称	外国人の円滑な受入れ
基本目標	外国人の適正な受入れの実現により、我が国の国際的な発展に貢献する。
達成目標 〔指標〕	専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図る。 〔指標＝専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留に係る施策の実施状況〕
評価の内容	改正告示により、韓国の機関が認定する資格取得者及び中国の機関が実施する試験合格者が我が国への入国が認められることになり、また、改正入管法の実施により、一層円滑かつ適正な審査事務を実施することができ、専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図ることができた。 また、IT分野以外でも、我が国に有益となる専門的・技術的分野と評価し得る外国人労働者の積極的な受入れを図っていく必要があり、構造改革特別区域法において入管法の特例措置を採った。

施策等の名称	外国人の円滑な受入れ
基本目標	外国人の適正な受入れの実現により、我が国の国際的な発展に貢献する。
達成目標 〔指標〕	研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図る。 〔指標＝研修制度及び技能実習制度に係る施策の実施状況〕
評価の内容	技能実習移行対象職種は62職種に拡大し、従来は、研修から技能実習に

移行できず、帰国しなければならなかった外国人が技能実習を行うことを可能とし、入国審査官への事実調査の権限の付与が入管法に規定されたことを受け、研修又は技能実習を希望する者の受入れ確保のための実態調査を積極的に行うことにより、研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図ることができたものと考える。

施策等の名称	外国人の円滑な受入れ
基本目標	外国人の適正な受入れの実現により、我が国の国際的な発展に貢献する。
達成目標 〔指標〕	学術・文化面にかかる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図る。 〔指標＝学術・文化面にかかる外国人の入国・在留に係る施策の実施状況〕
評価の内容	<p>ワールドカップ開催に合わせ、「プレクリアランス」並びに韓国人に対する査証免除措置及び在留資格「短期滞在」に係る在留期間「30日」の新設により、期間中の日韓の大規模な人の移動を円滑に行うとともに、査証免除措置への対応として「プレクリアランス」及び厳格な出入国審査を実施するなど、達成目標に貢献するための施策を講じることができたものと考える。</p> <p>また、平成13年度に日本語教育振興協会を日本語教育機関の施設及び編成についての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより、平成14年度においても、業務の簡素・円滑化が図られ、留学生・就学生の各種申請の対応により円滑かつ適正に対応できるようになったこと、また、改正入管法の実施により、一層円滑かつ適正な審査業務を実施できるようになったことから、達成目標に貢献するための施策を講じることができたものと考える。</p>

施策等の名称	好ましくない外国人の排除
基本目標	外国人の不正な入国及び在留の抑止により、我が国社会の安全と秩序の維持に貢献する。
達成目標 〔指標〕	不法滞在者対策の推進を図る。 〔指標＝不法滞在者に係る施策の実施状況、我が国における不法残留者数〕
評価の内容	<p>総合的な不法就労外国人対策を行った結果、本邦における不法残留者数は減少傾向を維持していることから、効果的な不法滞在者対策を実施することができたものと考える。</p> <p>また、偽変造文書鑑識専従職員及び偽変造文書鑑識機器を十分に活用した結果、平成14年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は、昨年と同程度であり、新たな入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考える。</p> <p>しかしながら、不法残留者数は依然として高水準にあるほか、これら不法に滞在する外国人による犯罪の増加傾向が顕著であり、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除する必要がある。</p>

(4) 国の利害に関する争訟の統一的かつ適正な処理

施策等の名称	国の利害に関する争訟の処理
基本目標	国の債権（租税債権を含む。）又は債務に関する争訟を適正に処理する。
達成目標 〔指標〕	国が有する債権を適正に確保する。 〔指標＝認容額率〕
評価の内容	平成14年度においては、認容額率が91.7%であり、前年度と比べると7.7ポイント低くなかった。事案が異なることから単純な比較はできないが、国の債権は、判決によりおおむね確保されたと評価できる。

施策等の名称	国の利害に関する争訟の処理
基本目標	国の債権（租税債権を含む。）又は債務に関する争訟を適正に処理する。
達成目標 〔指標〕	国民の共通財産を適正に回復（確保）する。 〔指標＝認容率〕
評価の内容	平成14年度においては、認容率が91.6%であり、前年度と比べると2.2ポイント低くなかった。事案が異なることから単純な比較はできないが、国の共通財産は、判決によりおおむね回復（確保）されたと評価できる。

施策等の名称	国の利害に関する争訟の処理
基本目標	国の債権（租税債権を含む。）又は債務に関する争訟を適正に処理する。
達成目標 〔指標〕	国の債務を適正額に縮減する。 〔指標＝縮減率〕
評価の内容	平成14年度においては、縮減率が94.9%であった。事案が異なることから単純な比較はできないが、前年度に比べると10.4ポイント高くなり、国の債務に関する訴えによる請求額は、判決により縮減されたと評価できる。

施策等の名称	国の利害に関する争訟の処理
基本目標	争訟の処理を通じて行政権行使の適法性を確保する。
達成目標 〔指標〕	租税の賦課処分の適法性を確保する。 〔指標＝認容率〕
評価の内容	平成14年度においては、認容率が94.4%であり、前年度と比べると0.9ポイント低くなかった。事案が異なることから単純な比較はできないが、租税の賦課処分の適法性は判決によっておおむね確保されたと評価できる。

施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理
基本目標	争訟の処理を通じて行政権行使の適法性を確保する。
達成目標 〔指標〕	情報公開訴訟における開示（不開示）決定の適法性を確保する。 〔指標＝認容率〕
評価の内容	平成14年度においては、認容率が85.7%であった。前年度と比べると35.7ポイント高くなつたが、昨年度はいわゆる情報公開法が施行されて1年目で、判決はわずか2件であったことから、前年度との単純な比較はできないものの、情報公開訴訟における開示（不開示）決定の適法性は、判決によりおおむね確保されたと評価できる。

施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理
基本目標	訟務事務処理体制を充実強化する。
達成目標 〔指標〕	事件処理を迅速化する。 〔指標＝終了した本訴事件（第一審）の処理期間平均値〕
評価の内容	平成14年度においては、処理期間の平均は897.0日となった。事案が異なることから単純に比較することはできないが、前年度に比べて数値上131.7日短くなった。

(5) すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等

施策等の名称	広報活動の推進
基本目標	法務省の活動を理解する機会を増やす。
達成目標 〔指標〕	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省ホームページのアクセス件数が増加する。 〔指標＝ホームページの改訂件数、アクセス件数〕 ・法の日週間への参加国民数が増加する。 〔指標＝法の日週間の広報・各種行事の実施件数、参加国民数〕 ・法務省見学者が増加する。 〔指標＝法務省見学の申し込みの受入件数、見学者数〕 ・法務省パンフレットの配布希望数が増加する。 〔指標＝法務省パンフレットの配布希望数、配布数〕 ・法務省の業務紹介ビデオの貸出件数（上映件数）が増加する。 〔指標＝法務省の業務紹介ビデオの貸出件数（上映件数）〕
評価の内容	<p>ホームページの改訂件数は、前年度と比して微増であるが、アクセス件数は前年度と比して約65万件増と大幅に増加している。</p> <p>法の日週間にについては、各種行事の実施件数、参加者数共に相当程度増加している。</p> <p>法務省見学の受入件数は減少しているが、申込みのあった団体は全件受け入れている。</p> <p>法務省パンフレット配布数も前年に比して約36%増加している。</p>

施策等の名称	行政事務の効率化
基本目標 〔指標〕	内部事務についてペーパレス化（電子化）を推進し、行政事務の効率化を図る。 〔指標＝内部事務のうち主な57事務のペーパレス化（電子化）の進ちょく状況〕
評価の内容	ペーパレス化（電子化）対象57事務について、「全て電子化」及び「一部電子化」は84%であり、ペーパレス化（電子化）が進んでいるといえる。

施策等の名称	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力
基本目標	外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウに係る国際協力を推進する。
達成目標 〔指標〕	専門家派遣及び外国の研修員の受け入れ依頼に対応する。 〔指標＝依頼件数に対する専門家の派遣数、依頼件数に対する研修の実施件数、派遣専門家の活動実施状況〕
評価の内容	専門家派遣依頼に対する達成度は100%である。研修依頼については、平成14年度はなかった。 派遣専門家の活動状況について、タイについては、現在、派遣期間の1/4を消化したところであり、フィリピンについては、パイロットプロジェクトで建設予定の非行少年教育・訓練施設の計画に際して助言を行うことで、被収容少年が置かれた処遇環境改善に寄与すると同時に、施設整備担当職員の施設計画能力の向上を促し、また、司法省の担当次官に対して政策提言を行うことで、今後の少年施設整備状況の改善にも寄与した。 以上の点から、所期の目的を達成したものと評価できる。

施策等の名称	国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進
基本目標	刑事司法関係者に対する研修等を通じて国際協力をを行い、研修等対象国の刑事司法制度の確立に資する。
達成目標 〔指標〕	・研修等対象国の刑事司法情勢調査を十分に把握する。 〔指標＝国際社会における刑事司法を取り巻く情勢動向調査実施状況〕 ・効果的な研修等を実施する。 〔指標＝国際研修等の実施状況及びこれに対する研修参加国等の評価〕
評価の内容	刑事司法情勢調査等については、現在我が国を含む各国が直面している刑事司法制度の問題点を十分に把握した上で、それらの問題点を研究・検証する研修カリキュラムの企画立案に有効であった。 国際研修等については、平均約96%の研修員から「十分充足・たいへんよい」又は「充足・よい」との評価が得られ、適切な研修が実施できたと評価できる。 JICA第三国研修・専門家派遣については、施設及び人員等の関係からアジ研における国際研修等に参加できなかった者に対する人材教育への貢献ができたものと評価できる。 国際会議の開催及び参加については、今後の研修カリキュラムの企画立

案に極めて有効な成果が得られたとともに、条約批准を支援したことにより国際協力にも貢献したものと評価できる。
研修・研究及び調査の結果を成果物として発刊したことは、世界各国の刑事司法関係者及び研修対象国等の刑事司法運営に有効な情報提供がなされたものと考えられ、また、これらのデータ等を利用して、更に充実した研修の企画立案に極めて有効に資するものであると評価できる。

施策等の名称	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進
基本目標	法整備支援活動を通じて国際協力をを行い、支援対象国の法の支配の確立に資する。
達成目標 〔指標〕	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象国の法制度等の実態を十分に把握する。 〔指標＝支援対象国の法制度等の調査実施状況〕 ・有効適切な法整備支援計画を策定する。 〔指標＝法整備支援計画の策定状況〕 ・効果的な研修等を実施する。 〔指標＝国際研修等の実施状況及びこれに対する支援対象国の評価〕
評価の内容	<p>支援対象国の調査の結果、より現地のニーズに即した研修テーマの設定や、他の機関の支援内容との重複を避けた効率的な支援計画の策定に資する情報が得られた。</p> <p>法整備支援計画については、ウズベキスタン等、新たに支援を開始した国に対する次年度の支援計画を策定するとともに、ベトナム、カンボジアに対する今後の支援計画について鋭意検討を行い、その骨子につき計画を策定できたので、おおむね当初の目標は達成されたものと認められる。</p> <p>国際研修等については、研修員から高い評価を受けており、有効適切な研修が実施できたものと評価できる。</p> <p>国際会議等について、アジア知的財産権法制シンポジウムを開催したことは、研修の実施を含む今後の法整備支援の企画立案に資するものであったと評価でき、法整備支援連絡会を開催したことは、今後の法整備支援を円滑に行うため関係機関との連絡・協調体制の確立に資するものであったと評価できる。</p> <p>調査研究結果について、その公表により、当該情報が活用され、関係者の間で研究の進展や法整備支援の気運が高まることは、今後の法整備支援にとって極めて大きな助力と考えられる上、調査・研究の成果を分析・検討して更に充実した研修の実施等、法整備支援の企画立案に資するものであると評価できる。</p>

3 総合評価方式を使用する政策

課題名	法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業）<中間報告>
評価の内容	<p>1. 平成14年度に講じた施策</p> <p>平成14年度は、民事関係として、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るために商法等の一部改正、建替えの実施の円滑化及びその管理の充実を図るために必要な措置を講ずる建物の区分所有等に関する法律及びマンション建替えの円滑化等に関する法律の一部改正、及び経済的に苦境にある大規模な株式会社の迅速かつ円滑な再建を可能とするための会社更生法の全面改正を行い、刑事関係として、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定を整備する犯罪の国際化及び組織化に対処するた</p>

めの刑法等の一部改正法案を国会に提出した。

2. 評価結果

<評価期間未了>

課題名	オウム真理教対策<最終報告>
評価の内容	<p>1. 平成14年度に講じた施策</p> <p>公安調査庁は、平成12年2月から同15年3月までの間に合計53回、延べ100か所に対して立入検査を実施すると同時に、オウム真理教（以下「教団」という。）から13回の報告徴取を行った。また、地方公共団体からの要請に応じて観察処分により得られた調査結果を提供した実績は、35自治体に対し178件である。</p> <p>これらに基づき、教団の危険な本質は、観察処分決定時と変わらない上、閉鎖的・欺瞞的体質を依然として保持しており、今後も教団の活動状況を明らかにしていく必要があると判断し、平成14年12月2日、公安審査委員会に対し、教団に対する観察処分の期間更新請求を行った。</p> <p>2. 評価結果</p> <p>立入検査の実施により、教団の活動状況の実態の一部を相当正確に把握したものということができ、教団が依然として危険な要素を保持していることを明らかにすることができた。</p> <p>公安審査委員会は観察処分の期間更新を決定したが、観察処分の期間更新は、公安審査委員会の決定理由のとおり、観察処分に基づく立入検査等によって、公安調査庁が教団の実態解明のために全力を挙げて取り組んだ結果として決定されたもので、ほぼ全面的に公安調査庁の主張が採用されたことからも、公安調査庁は教団に対する観察処分の期間更新請求及び同請求のための各種調査等を適切に行ったと評価できる。</p> <p>地方公共団体の長から観察処分による調査結果に係る情報提供については、請求のあったすべての自治体に可能な範囲で請求事項を提供し、また、多くの地方公共団体が「観察処分の期間更新を求める」等の教団対策に関する要望書を公安調査庁長官等に提出していたことを勘案すると、地方公共団体が必要とする情報は、おおむね、適切に提供されたことができる。</p>